

## 国立大学法人和歌山大学安全衛生管理規則

制 定 平成16年 4月 1日  
法人和歌山大学規程第 38 号  
最終改正 令和 5年 3月15日

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この規則は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、同施行令及び関係規則(以下「法令」という。)に基づき、国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)における教職員及び臨時職員(以下「教職員等」という。)の安全、衛生及び健康を保持するとともに、災害等を未然に防止することを目的として定める。

## (定義)

第2条 本規則における「部局」とは、国立大学法人和歌山大学組織規則第15条に定める学部等、第16条第1項に定める基幹及び機構、同条第3項に定める附属学校並びに第18条に定める事務局(監査室を含む。)をいう。

## (責務)

第3条 本学は、安全、衛生及び健康管理の体制を確立し、災害防止及び健康増進を図るために必要な措置を講ずる。

2 教職員等は、法令及び本規則を誠実に遵守するとともに、本規則の目的達成に努めなければならない。

## 第2章 安全、衛生及び健康管理体制

## (組織)

第4条 本学における安全、衛生及び健康管理に関する組織は、別表のとおりとする。

## (管理責任者等の選任)

第5条 第1条の目的を達成するため、次のとおり安全、衛生及び健康管理を行うための管理責任者等を置く。

- (1) 安全衛生管理総括責任者 1名
- (2) 安全衛生責任者 各部局1名
- (3) 安全監督者 3名
- (4) 化学物質管理者 1名
- (5) 作業主任者 指名する作業場毎に1名
- (6) 保護具着用管理責任者 2名以上
- (7) 産業医 1名
- (8) 衛生管理者 8名

## (安全衛生管理総括責任者)

第6条 安全衛生管理総括責任者は、総務担当の理事とする。

2 安全衛生管理総括責任者は、本学における安全、衛生及び健康管理について総括的な管理をする。

## (安全衛生責任者)

第7条 安全衛生責任者は、第2条における部局の長とする。

2 安全衛生責任者は、各部局における安全、衛生及び健康管理について責任を負う。

## 安全衛生管理規則

### (安全監督者)

第8条 安全監督者は、本学教職員等で、化学物質、高圧ガス及び放射線・レーザーのそれぞれの分野における取扱いに関し専門的な知識を有する教職員等から選任する。

2 安全監督者は、学長が任命し、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 学長は、安全監督者に欠員が生じた場合は、速やかに後任を選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (安全監督者の職務)

第9条 安全監督者は、次の職務を行う。

(1) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期点検に関すること

(2) 教育・研究活動の安全についての教育及び訓練に関すること

(3) 発生した災害原因の調査及び対策の検討に関すること

(4) 作業主任者その他安全に関する補助者の指導に関すること

(5) 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録などに関すること

### (化学物質管理者)

第9条の2 化学物質管理者は、本学教職員等で、法令に規定する化学物質（以下「化学物質」という。）の管理に関わる業務を、適切に実施できる能力を有する教職員から選任する。

### (化学物質管理者の職務)

第9条の3 化学物質管理者は、次の職務を行う。

(1) 化学物質のラベル、安全データシート等の確認

(2) 化学物質に係る法令に規定する危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）の実施管理

(3) リスクアセスメント結果に基づく、ばく露防止措置の選択、実施の管理

(4) 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存

(5) 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育

(6) リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

### (作業主任者)

第10条 作業主任者は、法令に定める作業場について本学において該当する作業場ごとに選任する。

2 作業主任者は、学長が任命する。

### (作業主任者の職務)

第11条 作業主任者は、次の職務を行う。

(1) 当該作業場における設備・器具の点検に関すること

(2) 当該作業場において従事する教職員等の指揮に関すること

(3) 当該作業場において教育・研究活動に従事する教職員等の安全面についての指導に関すること

(4) 安全に関する事項の教職員等への周知・徹底に関すること

### (保護具着用管理責任者)

第11条の2 リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる場合に、保護具着用管理責任者を、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる教職員から選任する。

(保護具着用管理責任者の職務)

第11条の3 保護具着用管理責任者は、次の職務を行う。

- (1) 保護具の適正な選択に関すること。
- (2) 取扱者の保護具の適正な使用に関すること。
- (3) 保護具の保守管理に関すること。

(産業医)

第12条 産業医は、厚生労働省の定める産業医の資格を持った者とする。

2 産業医は、学長が任命し、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 学長は、産業医に欠員が生じた場合は、速やかに後任を選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(産業医の職務)

第13条 産業医は、次の職務を行う。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員等の健康を保持するための措置に関すること
- (2) 作業環境の維持管理に関すること
- (3) 作業の管理に関すること
- (4) 教職員等の健康管理に関すること
- (5) 健康教育、健康相談その他教職員等の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- (6) 衛生教育に関すること
- (7) 教職員等の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること
- (8) 心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。2 産業医は、教職員等の健康を確保するため必要があると認めるときは、学長に対し教職員等の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

3 産業医は、教職員等の健康障害の防止に関して、安全衛生管理総括責任者に対して勧告又は衛生管理者に対する指導、助言をすることができる。

4 産業医は、少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害の恐れがあるときは、直ちに、教職員等の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(産業医の面接指導)

第13条の2 産業医は、教職員等の職場への復帰にあたって面接指導を受ける必要があると認めた場合は、当該教職員等に対し、面接指導を行う。

2 産業医は、長時間労働者であって疲労の蓄積が認められる教職員等又はストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い教職員等であって、面接指導を受ける必要があると認めたものから申出があった場合は、当該教職員等に対し、面接指導を行う。

3 産業医は、前2項に規定する面接指導の結果、作業方法又は衛生状態に有害なおそれがあるときは、直ちに、当該教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者及び衛生工学衛生管理者)

第14条 衛生管理者は、本学教職員等で、第一種又は第二種衛生管理者の免許を有する者、

## 安全衛生管理規則

あるいは厚生労働省の定める第一種又は第二種衛生管理者の免許を有する者とみなされる者のうちから選任する。

- 2 衛生工学衛生管理者は、衛生管理者のうち1名を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任する。
- 3 衛生管理者及び衛生工学衛生管理者は、学長が任命し、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学長は、衛生管理者及び衛生工学衛生管理者に欠員が生じた場合は、速やかに後任を選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(衛生管理者及び衛生工学衛生管理者の職務)

第15条 衛生管理者は、次の職務を行う。

- (1) 健康に異常のある者の発見に関すること
  - (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること
  - (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること
  - (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること
  - (5) 衛生教育、健康相談その他教職員等の健康保持に必要な事項に関すること
  - (6) その事業の教職員等が行う作業が、他の事業の教職員等が行う作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し必要な措置に関すること
  - (7) 教職員等の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成に関すること
  - (8) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備などに関すること
- 2 衛生工学衛生管理者は、前項各号の職務のうち、衛生工学に関するものを管理する。
  - 3 衛生管理者及び衛生工学衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害の恐れがあるときは、直ちに、教職員等の健康障害を防止するため必要な措置を講じるものとする。

(安全衛生委員会)

第16条 本学に第1条の目的を達成するために安全衛生委員会を設置する。

- 2 安全衛生委員会について必要な事項は、別に定める。

### 第3章 安全衛生教育

(教育の姿勢)

第17条 本学は、安全環境及び安全衛生に関して社会の規範たるべきであり、またこれらに対する姿勢を徹底的に教育した学生を社会に送り出すことを求められていることに鑑み、管理責任者等は、常時教職員等に安全衛生に関する教育を反復実施することとする。

- 2 本学の管理する施設において実験、実習及び実技を行う学生への安全衛生に関する教育活動は、前項の規定に準じて行う。

(教育計画)

第18条 安全衛生委員会は、安全衛生教育計画を企画・立案し、実施する。

(教育の方法)

第19条 安全衛生委員会は、安全衛生教育を学内で実施する以外に、学外講習・学外研修にも積極的に参加する機会を与えるものとする。

## 第4章 作業環境測定

(作業環境測定)

第20条 法令に定める電離放射線を取扱う実験室及び特定化学物質を取り扱う実験室等については、定期的に必要な作業環境測定を行い、結果を記録する。

(標識の掲示)

第21条 作業場の見やすい場所に安全衛生に関する標識を掲示する。

## 第5章 作業場の安全衛生

(安全衛生点検)

第22条 作業主任者又は作業従事者は、災害の未然予防を図るため、自主検査を含め、次の区分により点検を行い、結果を3年間保管しなければならない。

(1) 日常点検 各作業場において就業前後に行う安全点検

(2) 定期点検 予め定められた方法で一定の期日を定めて行う点検

## 第6章 その他

(健康診断)

第23条 教職員等の健康診断は、定期健康診断、特別健康診断、採用時健康診断に区分し、それぞれにおいて法令に定める回数を行う。

2 健康診断の項目は、関係法令に定めるもの及び産業医が必要と認めるものについて行う。

3 教職員等は、健康診断を受けなければならない。

4 産業医は、健康診断の結果、有所見者については適切な指導を行い、必要に応じて就業制限・配置転換の意見を学長に勧告するものとする。

(ストレスチェック)

第24条 本学は、教職員等に対し、産業医によるストレスチェックを行う。

2 ストレスチェックの実施に関し必要な事項は、産業医が、別に定める。

(秘密の保持)

第25条 健康診断、面接指導及びストレスチェックの実施に関する事務その他教職員等の安全及び衛生に関する事務に従事し、又は従事したことのある者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月24日一部改正：法人和歌山大学規程第353号)

この改正規則は、平成16年12月24日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第414号)

この改正規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第435号)

この改正規則は、平成17年6月23日から施行する。

附 則 (平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第523号)

この改正規則は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第596号)

この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第695号)

この改正規則は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

## 安全衛生管理規則

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第775号）

この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第829号）

この改正規則は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年11月17日一部改正：法人和歌山大学規程第881号）

この改正規則は、平成20年11月17日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1073号）

この改正規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1507号）

この改正規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則改正後、第8条第1項、第12条第1項並びに第14条第1項及び第2項により最初に選任される各管理責任者の任期は、それぞれ各項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1936号）

この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2339号）

この改正規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2572号）

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第4号、第6号、第9条の2、第9条の3、第11条の2及び第11条の3については、令和6年4月1日から施行し、施行後最初に選出される化学物質管理者の任期は、令和7年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

